\bigcirc

漳書者計画。障害福祉計画。障害児福祉計画(素案) パブリックコメント(意見募集)を

区では、障害者福祉に関する基本的な計画である「江東 区障害者計画」と「第5期江東区障害福祉計画」、「第1期江東 区障害児福祉計画」の策定作業を進めています。

このたび、これらの計画の素案がまとまりましたので、 その概要をお知らせするとともに、皆さんからのご意見を 募集します。

素案に対するご意見をお寄せください

計画素案の全文は、区ホームペー ジ、こうとう情報ステーション(区 役所2階)、障害者支援課(区役所隣 防災センター2階17番)、保健所およ び各保健相談所・出張所・図書館で 閲覧できます。

いただいたご意見や区の考え方は、 後日、区報・区ホームページで公表 します。なお、ご意見に対する個別 回答は行いませんので、あらかじめ ご了承ください。

[意見の募集期間]

接会場へ

12/1(金)~22(金)必着

計画素案の説明会を開催しま

す。(各回とも同じ内容、手

話通訳・要約筆記あり) 時

場 右表のとおり 申 当日直

[意見の提出方法]

①氏名②住所(区外の方は在勤・在 学等も) ③年齢④ご意見を記入し、 郵送(区報掲載のはがき等)・ファク スまたは、障害者支援課窓□へ。区 ホームページからも提出できます (電話受付は行いません)。

問 障害者支援課施策推進係

☎3647-4749、FAX3699-0329 「会然のファンドー

לשטי		「ラ俊の人グンユール」			
		意見募集締切後、平成30年3月に			
		計画策定し、区議会への報告および			
	区民への公表を予定しています。				
	開催日	時間	場所		
	12/7 (木)	19:00~21:00	区役所7階第71~73会議室		
	12/8 (金)	14:00~16:00	豊洲文化センター8階第2研修室(豊洲2-2-18)		
	12/13 (水)	14:00~16:00	総合区民センター7階第4・5 会議室(大島4-5-1)		
	12/15 (全)	10:00~12:00	砂町区民館3階タウンホール (北砂4-7-3)		
	1 717)				

江東区障害者計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画(素案)の概要

計画策定の基本的

1. 計画策定の目的

 \bigcirc

 \bigcirc

本区の実情や国の制度改革の動向、 社会の変化等も踏まえ、障害のある 人もない人も、誰もが地域社会の一 員として支えあい、障害者の自立し た地域生活をより充実していくため に、新たな計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

「江東区障害者計画」は、障害者基 本法に基づく計画で、本区の障害者 施策の基本指針となるものです。ま た、「江東区障害福祉計画」は障害者 総合支援法に、「江東区障害児福祉 計画」は児童福祉法に基づく計画で 福祉サービスの必要見込量等を設定 するものです。

3. 計画の期間

江東区障害者計画は平成30~35年 度の6年間、江東区障害福祉計画と 江東区障害児福祉計画は、平成30~ 32年度の3年間の計画とします。

14:00~16:00 区役所7階第71~73会議室

4. 実効性のある取り組みの推進

原則1年に1回、前年度の実績を把 握し障害者施策や関連施策の動向も 踏まえて、計画の分析・評価を行い、 必要に応じて計画の変更、事業の見 直しを行います。

障害者の現状

本区では、人口の増加に伴い障害 のある人の数も増加傾向にあります。 また、障害者に対する支援(行政の 施策)は、各種の相談窓口、障害者手 帳の交付、手当・年金などの支給、 居宅介護など福祉サービスのほか、 教育関係、雇用・就業関係など、多 岐にわたります。

基本理念、基本目標

本計画では、現行計画を受け継い で3つの基本理念を掲げ、基本目標、 施策の柱について、下表のように体 系立てています。

基本理念	基本目標	施策の柱		
	度中ゼの地は出ての かっ	1 相談・情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援		
共生社会の実現	障害者の地域生活の確立	2 自立生活の支援		
		3 健康を守る保健・医療の充実		
時中 者の中土土塚	障害者の社会参加・参画の 推進	4 ユニバーサルデザインの視点による生 活環境の改善		
障害者の自立支援		5 雇用・就労の拡大		
		6 地域活動の支援		
ルズのぎのナー	共に支えあう地域社会の構 築	7 区民の理解と共感の醸成		
生活の質の向上		8 安全・安心な地域生活環境の整備		
	配慮を必要とするこどもの 支援体制の充実	9 配慮を必要とするこどものための教育・療育等の充実		



▲共生社会の実現へ向けて(写真は区内障害者通所支援施設)

施策の方向と展開

1. 相談・情報提供体制の充実と コミュニケーションの支援

[施策の方向性]

利用者本位の考え方に基づく相談 支援の充実と更なる利便性の向上、 障害特性に応じた情報提供体制やコ ミュニケーション支援の充実を図っ ていきます。

[施策の展開]

(1) 相談支援および権利擁護体制の

料金受取人払郵便

深川局承認

6188

差出有効期間 平成29年12月

(切手を貼らずに)お出しください)

28日まで

障害者の地域での自立生活を支援

するため、相談支援体制および権利 擁護体制の充実を図ります。

(2) 情報バリアフリー化の推進

点字による広報、防犯や防災等の 各種情報のメール通知など、障害特 性に配慮した情報提供に努めるとと もに、パソコン講習会の開催による 情報活用能力の開発などを進めます。

(3) コミュニケーション支援の充実

手話通訳者の派遣、点字への翻訳 など、障害のある人とない人との相 互のコミュニケーションの充実を図 ります。 (3面へ続く)



郵便はがき

3 5 8 7

001

所

東陽四(受取 目 11 畨 28

口小

施

ի լիայինի ինկանի ավարականում անդեպես հայեների և հանձերի հայենակի

お届けしています

うとう区報は発行日から ご家庭・事業所等で配布が必要ない場合や、配布部数の変更を希望 3日かけて郵便ポストへ される場合は、全戸配布コールセンター(平日および配布日の9:00~ 19:00) ☎3950-3070へ 読み終わった区報は古紙回収へ

TOKYO 2020 オリンピック・パラリンピックを 成功させよう!

場

集合

人対象・定員

費 費 用